

戦前期の理髪試験導入の経緯に関する研究

*倉田 研 一

1. はじめに
2. 理髪試験導入に関する先行研究
3. 研究方法
4. 規則制定後の改正状況
 - 4.1 遵守事項の見直し
 - 4.2 開業届け出制から許認可への移行
 - 4.3 結髪業（女髪結）に対する対応
5. 規則制定後の業界の動向
6. 試験導入の経緯
 - 6.1 大阪府試験導入前後の伝染病流行状況
 - 6.2 中国人脅威説について
 - 6.3 一定標準の特別知識と技術の必要性
 - 6.4 大阪府での試験導入と業界・行政の目的
7. 東京府及び全国の試験制度導入状況について
8. まとめと残された課題

1. はじめに

本稿では戦後期の美容師養成制度、理容師養成制度¹に対して、これらの前提となった戦前期の理髪制度¹の骨格と言える試験導入の経緯を明らかにすることを目的とする。

現在の理美容制度は、業務上での衛生管理、養成施設の卒業及び資格の取得（業務独占資格）を義務づけている。また美容師法及び理容師法の第1条では「この法律は、美容師（理容師）の資格を定めるとともに、美容（理容）の業務が適正に行われるように規律し、もって公衆衛生の向上に資することを目的とする」とあり、公衆衛生に寄与する事を期待する内容になっていることが分かる。

この理美容の制度の嚆矢は、1899（明治32）年の京都府令第48号理髪補取締規則にある。この制定の経緯は、倉田²によって明らかにされている。同研究でも

整理されているように、戦前期は、理容と美容を包含する各道府県規則により規定され、業務上での衛生管理を義務づけていた。幕末開港後の日本は感染症の流行に度々襲われ、維新後政府はその対策として、衛生行政の確立を急ぎ、理髪規則は衛生行政の一端を担う目的を持って制定されていった。しかし、江戸期に髪結・女髪結と呼ばれていた理美容師は、賤業とも称され、最下層の人たちの仕事であり、さらに女髪結は幕府から認められていない仕事であった³。

このような理髪人と女髪結の置かれた状況が、近代化をめざして制定された規則の理解を困難にしていたと考えられる。また容易に開業できるという利点がある反面で、過当競争や衛生管理の不備などの問題を生じさせていたと考えられる。このような現状を打開する方策として取り入れられたのが、試験制度であったと言えるのではなからうか。しかし、戦前期の理髪制度における試験導入の具体的な経緯については、先にあげた倉田の論考でも明らかにされておらず、研究課題として残されている。

* 名古屋大学大学院学生

本稿では、上記の課題を踏まえ、戦前期の理髪試験導入の経緯について、特に全国に先駆けた大阪府における理髪試験導入の背景に注目して明らかにしていく。なお理美容を担う業者の呼称には変遷があり、江戸期は髪結・女髪結、戦前期は理髪・女髪結で、大正期以降に美容師が加わっている。本稿では理髪と女髪結を主に使い、規則・制度⁴には正式名称である理髪を使用する。

2. 理髪試験導入に関する先行研究

表1は、理髪試験導入に関する先行研究を年代順に表したものである。また、各文献の試験制度に関する記述に基づき、どの府県の試験制度について、どのような制定理由を挙げているかについての情報を、表中に付記している⁵。なお戦前期には、試験制度の採用以降、「理髪衛生」関連図書が発行されているが、内容に制度史関連の記述が確認できなかったため、これらの図書は表1に加えていない⁶。また、日本の明治以前の結髪理髪職の歴史を記述した大林の論考も、制度史については触れていないため、表1には含めていない⁷。戦後間もない1947年⁸、1950年⁹にも理髪衛生関連図書が出版されているが、これらの図書についても、法令の説明はあるものの、制度史関連の記述がないことから、表1から外している。

表1に示した先行研究のうち、制度史に関する体系的な記述は、日本理容美容教育センター編・1970年出版の『理容現代史』と『美容現代史』が最初だと考えられ、共に大阪府の試験採用を取り上げている。『理容現代史』¹⁰は、大阪府での試験制度導入の背景について、「耳掃除とマッサージを得意とし、しかも低料金の中国人理髪業者進出で、市内の理髪業者の生活を次第におびやかすようになってきた。これを防止する対策として試験制度が考え出された…武田八百吉-初代大阪府理髪営業取締組合連合会会長一を中心として強力に大阪府議会に働きかけ、府条例¹¹の一部改正に成功した…当時、業者に衛生知識を普及するためには試験制度は是非とも必要であった」と説明している。ここで取り上げられている中国人脅威説は、表1に示す先行研究のうちの6例において指摘されている。なお、辻の先行研究においては、中国人を「外国人」に置き換えて説明している¹²。

この他、表1に示す先行研究では、試験制度導入の背景として、一定標準の特別知識と技術の必要性も挙げられていた。この点に触れている先行研究は、表1に示すもののうち6例が該当する。たとえば『美容現代史』¹³は、「直接人体に接触する操作が多数不特定人

に行われるために、公衆衛生上、一定標準の特別知識と技術が必要と考えられたためであった」としている。また、『理容現代史』¹⁴には、多少ニュアンスの相違はあるが、技術と衛生知識の普及に試験導入の目的があった旨の記述がある。

また、表1に示す先行研究では、業者の乱立に対する対策としての側面が、試験制度の導入の背景にあったとの点も指摘されている。乱立問題については、表1に示すもののうち5例が言及していた。たとえば坂口茂樹は、「各地に業者が乱立して、料金競争も激化しており、その取捨策として当時考えられた」¹⁵として説明している。日本理容美容教育センターが編集した現在の理美容共通の教科書『文化論』でも、「営業者の数の増加で技術を伴わない不適切な営業を行うものが増え、質を維持するために試験を採用した」¹⁶としており、業者の乱立の問題は坂口茂樹の記述と一致している。さらに倉田¹⁷は、行政と業界が一致して業者乱立の対策に取り組んだことが試験制度導入の背景にあったとの点を、戦前期の資格が営業者数制限を可能とする営業資格であったことと併せて指摘している。

以上の他、美容師用教科書として執筆された村澤博人の『美容文化論』では、学校の質の低下で取締に弊害が生まれたことが、試験制度導入の背景として指摘されている¹⁸。しかし、この理由については、他の先行研究に同様の記述がなく、根拠も判然としない。また、新美容プラスの『素晴らしき美容昭和史』¹⁹では、「質の改善と地位向上」を試験制度導入の理由に挙げているものの、大阪府のことでなく、1930年の東京府試験導入の説明だと考えられる。

表1 理髪試験の導入に関する先行研究

年代	著者	書名	試験採用府県名及び制定理由
1970	日本理容美容教育センター編	理容現代史 ²⁰	大阪 中国人脅威説、衛生知識普及
		美容現代史 ²¹	上記と同様
1971	吉浜真芳他編 ²²	沖縄理容史	大阪・沖縄業者乱立、技術衛生知識向上
1972	坂口茂樹 ²³	日本の理髪風俗	大阪 中国人脅威説業者乱立対策
1979	日美・美研 ²⁴	美容と日本文化の流れ	大阪 無
1981	千葉県理容史編纂 ²⁵	千葉県理容史	千葉 衛生思想の普及
1986	新美容編集部 ²⁶	素晴らしき美容昭和史その①	東京 質改善 地位向上

1987	新美容編集部 ²⁷	素晴らしき美容昭和史その⑦	東京 地位向上 徒弟制改善
	佐々木幸夫 ²⁸	いわて美容物語	大阪、東京 無
	組合創立30年編 ²⁹	かながわの理容史組合創立30年史	神奈川 無
1998	全国理容環衛組合編 ³⁰	理容師法施行50年史	大阪 中国人脅威説
1999	美容史誌編 ³¹	茨城美容のあゆみ	茨城 理髪業の近代化
2000	辻功 ³²	日本の公的職業資格制度の研究	大阪 外国人脅威説
2006	村澤博人 ³³	「第2章日本の理美容の歴史」『美容文化論1』	大阪、東京 学校の増加で質低下取締支障
2015	千田啓互 ³⁴	理美容業界の規制緩和の必要性について	大阪 無
2020	教育センター ³⁵	文化論（養成校用教科書）	大阪 業者乱立対策
2021	野田伊豆守 ³⁶	理容史—古代から現代に至るまでの理容のすべて—	大阪 中国人脅威説
	倉田研一	明治維新以降戦前の理美容に関する法令の制定と改正について	大阪 業者乱立対策（営業資格）

- 1 教育センターは、日本理容美容教育センターの略
 2 表中の無は、府県名と制定年だけの記述で、制定経緯などの説明がなかったことを表した。

その他、事典類の内容についても、ここで併せて確認しておきたい(表2)。なお制度の記述がないものは割愛した。試験の記述は平凡社の『世界大百科事典』だけに認められ、坂口茂樹と高橋雅夫の記述に相違があることがわかった。共に日本風俗史学会会員で、坂口は理容業界に近く、高橋雅夫³⁷は、江戸期の『都風俗化粧伝』³⁸の校注しており、美容業界の人だといえる。坂口は、「請願により試験制が採用された」としている。これに対して高橋は、「公衆衛生上、一定水準の特別知識が必要になった」ためとしている。前者は『理容現代史』、後者は『美容現代史』の引用だと考えられる。『文化論』を執筆した村澤博人が書いた『大衆文化事典』の美容の項では、東京の規則制定年と大阪と考えられる試験制度制定年だけが記述されている。

表2 辞典・事典にみる規則の記述

出版年	著者	タイトル	辞典・事典名 該当頁
1988	坂口茂樹	理容	日本大百科全書24巻小学館 p141
1993	松田良一	髪結	近代日本職業事典 柏書房 p82～p83
1994	村澤博人	美容	大衆文化事典(石川弘義編)弘文堂 p649～p650
1999	坂口茂樹	理容	日本風俗史事典 弘文堂 p681

2007	坂口茂樹	床屋	世界大百科事典第20巻 平凡社 p254
	高橋雅夫	美容	世界大百科事典第24巻 平凡社 p675

以上先行研究が示す試験制度導入経緯の背景説明としては、1) 中国人脅威説、2) 一定標準の特別(衛生)知識と技術が必要であったため(質改善、衛生思想の普及、地位向上)とする説、3) 業者が乱立する事態の対策(業者の質の担保)としての説、の3つが有力説であると考えられる。しかし、先行研究の知見は、倉田の論考を除くと、試験導入の背景としての行政側の意図に触れていないとの点で不十分である。また、倉田の論考では中国人脅威説や標準知識・技術の必要性の観点からの考察は行われておらず、他の先行研究についても、これらの事情についての十分な論拠が示されていないとの問題を持つ。そこで、本研究では、史資料に基づいてこれらの点の論証作業を進めた上で、改めて、理髪試験導入の経緯について整理して行きたい。

3. 研究方法

本研究において、一次史料としては、理髪規則及びその関連情報を参照した。これらは各道府県公報³⁹に掲載されているもので、当該道府県での調査を行った。また一次史料が希少であることから、これらの情報を補う為に、公衆衛生専門雑誌⁴⁰、警察関係誌⁴¹、新聞・雑誌等のマスコミ情報、業界誌、理美容啓蒙書、理美容関連専門書、教科書、職業案内、理髪試験受験参考書等から関連情報を蒐集した。なおこれらは、ほぼ国会図書館で蒐集可能ではあったが、そこには所蔵されていない学校案内などは、古書市場で入手した。また、これらの史資料には記載されていない、当時の社会における理髪試験や関連事項の受け止め方を把握するために、新聞・雑誌等の記事についても、テーマに即しながら蒐集してゆくことにした。調査年代は、規則制定の1901年から1918年の大阪府の試験採用までの期間に加えて、ほぼ全国の規則の概要が整った1930年代までを対象とした。なお、①理髪に関する情報(理髪試験導入と規則違反)、②業界組織(組合結成情報など)の動向、③伝染病流行の情報(流行性感冒)の3項目を設定し情報を蒐集した。

以上の手続きにて蒐集した情報の整理方法としては、情報をテーマごとに年表化して、横断的に把握できるようにした。この方法は、『年表 近代日本の身装文化』⁴²、『近代日本の身装文化』⁴³の著者である高橋晴

子による。なお、この方法は、倉田の理髪制度研究⁴⁴においても採用されている。

以上の情報整理に基づく知見について、次節以降では、1899年の京都府における理髪規則制定後の理髪制度の改正状況について（第4節）、同規則制定後の業界の動向について（第5節）、全国に先駆けた大阪府における理髪試験導入の経緯について（第6節）、その後が続いた東京府及び全国の試験導入状況について（第7節）、全体のまとめと今後の課題について（第8節）、といった構成にて記述してゆきたい。

4. 規則制定後の改正状況

まず、1899(明治32)年の京都府における理髪規則制定から、1918年の大阪府での試験採用までの状況について、規則の改正状況を概観していききたい。特に、本論考の主題である試験制度の導入経緯との関係から、営業上の遵守事項、営業の許認可、女髪結の規則上での扱い方に注目する。

戦前期における各道府県の規則の制定年、及び内容の相違については、表5にまとめている（表が大きいので、本論文の末尾に示している）。表に示す通り、各道府県の理髪規則は、北海道の1910(明治43)年制定で出揃い、名称としては理髪が使われ、理髪営業取締規則が定着した。

各道府県における制定時の理髪規則の内容は、京都府規則や東京府警視庁令とほぼ共通しており、理髪業の定義、営業者の住所氏名・営業所の位置・設備内容の届け出、伝染病罹患者の業務禁止事項、店舗内での器具・布片等を含め清潔及び消毒の義務規定、罰則規定（従業者、徒弟も含む）などであった⁴⁵。

なお、理髪規則については、制定後にいくつかの改正が加えられている。本稿では、最初に規則制定をした京都府、試験を最初に導入した大阪府、全国の規則の指標となった東京府警視庁令⁴⁶について、どのような改正点があったのかをみることにする。以下に主たる改正点を箇条書きにし、詳細は註に記した。

- ①第1条の定義の頭髪・鬚髯の剪剃、結髪（頭髪の結束）に新たに、しらが染め、くせ毛直し、顔剃、襟直しなどの営業種目が加わった（大阪府）⁴⁷。
- ②営業上の遵守事項
- ③家族を含めた従業者の本籍、氏名、生年月日の届け出⁴⁸
- ④従業者の健康診断書の提出（大阪府）⁴⁹
- ⑤店舗の構造設備規定（大阪・京都）⁵⁰
- ⑥警察吏員の臨検規定（京都）⁵¹

- ⑦店舗開設が届出制から認可制に⁵²
- ⑧組合規定（東京、大阪、京都）⁵³

以上が改正点の主なものであった。条文の内容と改正年度に相違が認められた。1918年の大阪府試験導入までに加わった3府に共通する条文は、組合規定であった（表5）。なお消毒法では、薬剤にクレゾールが加わり、改正点は薬剤の希釈倍数と浸漬時間だけであった。⑧の組合は、衛生行政の理髪業への浸透を図るための組織⁵⁴で、本来ならば行政がすべきことを組合に委ねたものと言える。これは明治期のコレラ対策のために地域に設けられた衛生組合と同じ発想で、防疫対策にかかる費用を個人（業界）に負担させることが目的であったと考えられる⁵⁵。なお、②については次項(4.1)で、⑦については次々項(4.2)にて、さらに検討を加える。

4.1 遵守事項の見直し

大阪府と京都府は、衛生管理上の遵守事項を数箇条にまとめ規則に記述したが、東京府は1927年までこの整理を行っていない。1901年の大阪府規則第5条で10項目存在し、1913年の改正後、1918年の試験制採用時に耳毛鼻毛剃り条項を加え、以下に示す11項目となった。

1918年大阪府令第95号理髪営業取締規則第5条遵守事項

- 第1号 器具・道具の消毒剤の適応と方法
- 第2号 身体清潔、清浄な白地仕事着、マスク着用
- 第3号 客用椅子、手洗鉢、拭布は清潔であること
- 第4号 椅子枕に清潔な布、客一人毎に清潔な紙片使用
- 第5号 客に供用する布片は清浄なる白地
- 第6号 客に接する前に石鹸で手の洗淨
- 第7号 肺結核・癩・疥癬、伝染性疾患患者の業務禁止
- 第8号 トラホーム罹患者の業務禁止
- 第9号 営業上の清潔保持、毛髪は一定の容器に
- 第10号 痰壺の設置
- 第11号 客の注文なく耳毛鼻毛の剃毛をしてはならない

なお、京都府に耳毛鼻毛剃り条項が加わったのは、大阪より早く1914年であった(表5)。このような条項が追加された背景として、規則制定以後、医学系専門雑誌を通じ医師らは、理髪に係する伝染病とその予

防策について発言を繰り返し、耳毛鼻毛剃毛と耳掃除の禁止を提言していた。

北里柴三郎⁵⁶は、「鼻腔や耳孔に梅毒罹患者の場合潰瘍ができ、そこを剃る行為は感染を広げる恐れがある」として、禁止を提案した。また北里は、「日本では悪い風習がある」と前置きして、「理髪所での耳毛剃、鼻毛剃です」としており当時の理髪人の施術行為に対する警告であったことがわかる。

これはすでに1899年、内藤順作・荒井欽次郎⁵⁷らが、施術行為を危険と警告、同年警視庁山根署長⁵⁸が同施術を止めるようにと理髪業者を集め訓話している。1902年、梁貫男⁵⁹が鼻毛剃と耳毛剃により生じる疾患の原因菌について説明して注意を促している。1906年、横手千代の助⁶⁰が耳掃除に使うブラシの廃止を求め、さらに横手⁶¹は、掃除棒（綿棒のような物と考えられる）での耳掃除を廃することと書いている。また1910年には、古瀬安俊⁶²が耳毛剃、鼻毛剃の危険性を指摘している。1915年には、警視庁衛生部長の栗本庸勝も耳毛鼻毛剃の特に鼻毛剃は廃するようにと書いている⁶³。このような流れの中で1914年に京都府理髪規則に、この条項は加えられたといえる。

以上のように、理髪所で通常に行われていた耳毛鼻毛剃りと耳掃除は、感染を誘発する危険な施術であると考えられていた。なお戦前期の公衆衛生関連誌において理髪衛生に関係する感染の危険性が高い施術についての指摘は、筆者が確認した資料の範囲では、上記以外には認められなかった。

4.2 開業届け出制から許認可への移行

規則の制定後、営業者は、営業開始以前に店舗の住所を管轄する警察署に開業届の提出が義務づけられた。これにより江戸期には公に認められておらず、維新後もその多くが店舗を持たず営業をしていた女髪結は、可視化されるようになったと考えられる。

その後の改正で店舗の構造設備規定及び届出検査規定が加えられるのが、大阪府では前述の1913年府令第61号第2条からで、京都府は翌年1914年府令第21号第5条からであった。さらに届出に許認可が必要となるのは、大阪は試験採用の1918年府令第95号第4条で京都は1925年府令第3号第2条からであった。なお東京府は1927年警視庁令30号でこれらすべての規定を加えた。

ここで重要なのは、大阪府が試験制度と許認可制を同時に採用したことにある。また店舗設備規定を含む届出の内容の拡充で、規則の強化が図られた事が分かった。だが、結髪（女髪結）業に対しての条文の適用は、各府県で相違が認められた。次の項でさらにに検

討を加える。

4.3 結髪業（女髪結）に対する対応

1900年の山口県規則⁶⁴が、規則に結髪業を規定する条項を加えたのを最初に、第1条の定義に結髪を加えたのは1901年の東京府⁶⁵であった。なお規則制定時に結髪業を除外した府県は5割弱存在し、届け出義務にも適用外⁶⁶があった（表5）。

1901年の東京府理髪規則第1条にある「店舗を構えると否にかかわらず」は、江戸期から主に無店舗で営業をしていた女髪結を示しており、取締に困難があったことが考えられる。この第1条規定は1927年の改正時⁶⁷に削除され、結髪業の開業には、店舗が必要になった。

大阪府は、1901年⁶⁸の理髪規則第8条で女髪結場の届出の義務は適用せずとし、1913年に営業届出が義務化されたが、店舗の届出については、戦前期を通じて適用外⁶⁹であった。試験は、理髪を1918年⁷⁰に公布、結髪業は1922年⁷¹に加えられた。

京都は、1901（明治34）年⁷²改正の規則から結髪業が加わり、第2条中に「営業場ナキモノハ出稼又ハ何々ト記スヘシ」となっている。この規定が外され店舗の届出が必要となるのは1925年⁷³の改正からであった。

なお表5を見ると結髪業に試験を適用していない県があり、新潟県は1925年の規則改正で結髪業が削除されている事が分かる。このように規則適用の相違が認められる原因は、その営業形態や女髪結の現状に起因すると考えられるが、いまのところ推測に過ぎない。

5. 規則制定後の業界の動向

次に、京都府の理髪規則制定後の業界動向について確認しておきたい。戦前期の理髪組織については、前節に示す規則上で規定された組合⁷⁴と、理髪人が自発的に発足させた団体が存在した。共に衛生思想の普及をめざす組織であった。前者については、先にも触れたが、当事者に感染症対策費用の負担をさせる施策として、各地方の住民を中心とした衛生組合⁷⁵が存在するなかで、これに準じた組織であったと考えられる。後者の代表は大日本美髪会である。なお、戦前期の理髪組織の活動状況について、一次史料や書籍にて確認できる情報は限定的である⁷⁶。そのため、ここでは新聞・雑誌等の記事に基づいて組織化の動向をみることにする。

規則制定以前に江戸期⁷⁷から理髪組織は存在した。しかし規則に基づく警察署単位に組織された組合との関係は、よくわかっていない⁷⁸。また現在の理容・

美容の環境衛生同業組合との関係も各道府県組合史に記述はある⁷⁹が、詳しくは分からない。理髪組合については『理容現代史』に多くの記述があるが、出典がはっきりせず引用は避けることにした。

1910年代以降の規則には、所轄警察署区域に従い組合を設けることが明記されるようになった(表5)⁸⁰。なおこの組合は、理髪と女髪結別に組織されたと考えられる。

これに対して、前述した1906年当時の有力な理髪人を中心に結成された大日本美髪会の会則第二条では「本会は理髪結髪ニ関スル衛生ト之ガ改良進歩ヲ図ルヲ以テ目的トス」⁸¹とある。同団体の機関紙『美髪』によれば、衛生及び技術の全国各地の講習会や外地の支部の存在、さらに通信講習も実施されていたことがわかる⁸²。

なお、警視庁衛生部長であった栗本庸勝は、『理髪師諸君に望む』⁸³と題して、「現今の理髪業者には衛生的思想がない、我が理髪業界は社会の進歩と比較して遅れている、衛生的業務、文明的業務としてどこ迄もその心持をもって業務に勉強してもらいたい」と大日本理髪師大会で講演し、衛生管理の認識を求めていることが分かる。

その他、女髪結が1916年に「婦人結髪組合事務所」を設置し東京市内に散在する無数の女髪結を統合するという報道⁸⁴や、洋髪・美顔術を扱う美容師が、1925年「東京婦人美容協会」⁸⁵を発足させたと言う報道があった。さらに1926年東京全市の髪結と床屋の組合の幹部が集まり、試験制度の採用と、これを全国運動に展開する申し合わせをしたという報道⁸⁶もあった。

以上から、理髪業界⁸⁷は全国組織をめざした大日本美髪会を結成して、技術と衛生に関する講座を開催し、規則統一のロビー活動をしていたといえるであろう。組織を通じての国会への請願は、国立公文書館に請願文書⁸⁸として、国会図書館の帝国議会⁸⁹には議事録として残されている。さらに大日本美髪会の講習会参加者に女性名⁹⁰があり、支部活動で結髪業者と合同する⁹¹ことに関する記述もあった。ここから女性の参加および結髪業者の受け入れも認めていたことがわかる。

以上、戦前期の組織化の動向を見ると、感染症予防対策を主眼とした制度上での組合と、民間で業界の近代化を目的に結成された民間組織という二つの潮流があったことが分かる。また伝統的な技術を担う女髪結とは別に、洋髪と美顔術を扱う美容師にも組織があったことも明らかになった。

6. 試験導入の経緯

本節では、全国に先駆けて理髪試験を導入した大阪府の事例に基づき、試験制度の導入経緯を明らかにしていく。その際、特に、当時の伝染病流行状況、中国人脅威説、技術・衛生知識の必要性、業界と行政の目的、といった諸点に注目して、試験制度の導入の背景を検討していく。なお、参考情報として、京都府規則制定から大阪府の試験導入までの感染症流行状況の一覧(表3)と、大阪府での試験導入前後における新聞・雑誌の理髪関連記事の一覧(表4)を示した。本文と併せて参照されたい。

表3⁹² 京都府規則制定から大阪府の試験導入までの感染症流行状況の一覧(含関連事項)

年月	感染症	説明
1897.4	内務省	伝染病予防法公布
1899.2	外国船検査可に	海港検査法公布1879年を反省
.3	京都府令48号	理髪取締規則制定
1900.3	内務省	汚物掃除法、下水道法公布
.9	山口県令72号	理髪営業取締規則制定含女髪結
1901.3	東京府警視庁令	理髪営業取締規則制定
1905	結核流行	死者95,171人
1907	ベスト流行	阪神地区に患者集中(紡績業)
1908	天然痘流行	関西を中心に蔓延
1910	結核流行	死者112,081人
1913	東京府警視庁令	第1号理規則第2条ノ3組合規定
1916.7	コレラ流行下火	死者6,260人、感染者大阪が最多
.9	農商務省	工場法施行
1918	スペイン風邪	東京朝日5/10朝 力士の感染 東京朝日11/1朝 大阪の流行激甚
.12	大阪府令95条	理髪試験制度公布

表4 大阪府での試験導入前後における新聞・雑誌の理髪関連記事の一覧

年代	掲載紙・掲載誌	タイトル及び内容
1901	読売4/24東京朝 東京朝日9/2、12/31朝	理髪業者に対する庁令勸行取締による規則違反摘発
1902	福井県医学会雑誌47 ⁹³	梁貫男「公衆衛生上理髪消毒望む」
1903	東京朝日10/21、10/23朝	規則違反摘発
1905	衛生新報9 (12/2) 1 ⁹⁴	理髪業の取締
1906	読売5/12朝 風俗画報341 (6) ⁹⁵ 東京朝日6/6、7/31、 12/26朝 衛生新報61 (12/1) ⁹⁶ 東洋薬報4 (12/8) ⁹⁷ 読売12/25朝	中国人の耳と目の掃除処 トラホームと理髪店 規則違反、理髪注意事項 横手千代乃助談「理髪と衛生」 横手千代乃助「理髪衛生」 理髪注意、感染予防
1907	衛生新報65 (1/10) ⁹⁸	綿引朝光談「理髪店と衛生」
1910	日本警察新聞社 ⁹⁹ 成人 第112号 ¹⁰⁰	理髪具の消毒を厳にせよ 古瀬安俊「監獄内理髪用具の消毒について」耳鼻刺禁止
1911	内務省警保局長宛文書 ¹⁰¹	大阪支那人理髪業者就業状況

1913	大阪府令第61号8/21 大阪府規則改正の件 ¹⁰²	改正 理髪営業取締規則 大阪府令61号公布理由
1914	大阪府取締励行の件 ¹⁰³ 京都府令第21号第7条 衛生会雑誌377 (9) ¹⁰⁴	規則違反者増加を危惧 中国人が理髪に従事し耳掃除すること理髪業者に包含 耳鼻毛剃注意事項 北里柴三郎「理髪上の感染症」癩、結核、梅毒、皮膚病
1915	医海時報1080 ¹⁰⁵ 衛生会雑誌383 (3) ¹⁰⁶ 衛生会雑誌384 (4) ¹⁰⁷ 生活3 (10) ¹⁰⁸	理髪と結核 理髪職と結核 理髪業者へ布達 栗本庸勝「理髪店の消毒実行」理髪店での感染の注意
1916	東京朝日3/27朝	衛生講話するが普及せず
1917	婦人衛生雑誌337 ¹⁰⁹	古瀬安俊「理髪衛生」児童に理髪衛生説明
1918	東京朝日5/10朝 東京朝日10/25朝 東京朝日10/27朝 関東都督布令37号10/31 東京朝日11/1朝 東京朝日11/5朝 同前 東京朝日11/6朝 大阪府令95号12/23 大阪毎日12/24朝 東京朝日12/25朝 大阪朝日12/29朝	力士の休場多数 横浜帰港シベリア丸に患者続出、咳の飛沫から感染。 警視総監、衆人雑踏患者に近づく、消毒 流行性感冒予防ニ関スル件 大阪市中の流行益々甚だし 大阪の患者激増、全市を包み 尽くす。 大阪三井物産支店長代理夫妻死去、孤児2名も重体。 島村抱月逝く、京大も休校。 理髪規則第4条理髪試験 理髪業者はいよいよ試験 流行性感冒全国で一千万人の患者、東京は10月28日から平均毎日200人死亡。 理髪業者を試験、上村衛生課長談、業界改善の為の試験
1919	東京朝日2/5朝 衛生会雑誌432 (4) ¹¹⁰ 東京朝日6/24朝	感冒の注意書警視庁から発表 人の集まる場所、マスク（呼吸器）、うがいなど 田中實義「理髪衛生研究」 「市営火葬建議」民間だけでは、足りず
1920	東京朝日1/3朝 読売1/10朝 東京朝日1/19朝 東京朝日1/23朝	警視庁福永衛生部長談「市民の衛生の自衛的観念が乏しいのは驚くほど、マスクを着用する人は何人もいない、恐るべき伝染病の感染を放任している」 ・「流感益々猖獗」大阪学級閉鎖情報。ある工場では感染者の1割以上死亡と報道。 ・マスク品切れ続き ・悪徳商人が粗悪マスク販売、大幅値上げ ・一家死滅の惨憺たる事件市内至る所あり ・市電も電話局も毎日5～6百人の欠勤者
1922	大阪府令68号9/4 大阪毎日9/5朝 神戸新聞9/26朝	理髪規則女髪結も試験対象 女髪結と人格 兵庫県 散髪屋に試験制度
1926	東京朝日12/15朝	試験制度採用を望む
1927	警察協会雑誌317 (1) ¹¹¹ 東京朝日6/15朝 東京朝日9/28朝 東京朝日10/23朝 東京朝日11/3朝	理髪店舗衛生法 届出から許可営業に変更 規則違反の摘発 理髪規則、内務省案考究中 規則違反者20余名検挙

1928	警察協会雑誌336 (8) ¹¹² 読売8/10朝 読売9/29朝	理髪師試験制度実施の状況 内務省全国統一規則と試験 内務省理髪規則発布予定
1930	警視庁令21号7/3 読売8/12朝	東京府試験採用 警視庁吉田課長試験実施理由

6.1 大阪府試験導入前後の伝染病流行状況

まず、当時の伝染病流行状況について確認していきたい。表3からは、理髪規則制定までに問題になったのはコレラの流行で¹¹³、その後結核に移行しつつあることが分かる。また関西地区では、ペストや天然痘の流行が認められる。これは東西の流通が船舶による時代、日本の最大の工業地帯であった京阪神がその集積地だった為だと考えられる。

戦前期の最大のパンデミックは、日本も含め全世界で大流行したスペイン風邪（インフルエンザ）が原因であった¹¹⁴。内務省の報告によれば、大阪府が試験制度の導入を決めた年の1918年8月から翌年7月における患者100に対する死亡率は神奈川1.7、東京0.9に対し、福井2.7、大阪2.3と西日本で高く、同年度の国内死者は25万人を超えた¹¹⁵。しかし1918年度の大阪府公報に流行性感冒の報告はなく、狂犬病の発生頭数の報告だけが多数認められた。今日では内務省衛生局がまとめた報告が出版されている¹¹⁶。

一方、新聞報道では表4にあるように、1918年5月場所中の力士に流行性感冒患者が発生したことを皮切りに、朝日¹¹⁷では年末までに156件の感冒記事が認められた。読売¹¹⁸では46件だった。翌年1919年朝日122件、読売101件、1920年朝日190件、読売149件と多数の記事が確認できた。流行は1921年に、沈静化したと報道されている。内務省の報告によれば、第1波流行よりも第2波流行の死亡率の方が高く、深刻な状況が足掛け3年間続いた¹¹⁹。表4にあるように、1918年11月1日の東京朝日の朝刊で大阪の流行性感冒は、甚だしいと報道されていることがわかる。

なお鎮目は大正期のインフルエンザ流行に際しての対策に関する分析をしている中で、「公衆衛生ならびに医学的見地からの予防・治療処置が中心で、経済対策の発動はなかった」¹²⁰としている。鎮目が、多人数が集合する公衆浴場、興業場、旅館、理・美容所の衛生について指摘¹²¹しているように、理髪試験導入は、公衆衛生向上のための対策の一つであったと考えられる。

6.2 中国人脅威説について

次に、中国人理髪人の脅威についてである。中国人

理髪人が得意とする耳毛・鼻毛剃り（耳掃除）は、彼らに限らず理髪所で一般に行われていたが、感染症リスクが高いために、規則上で制限が加えられたことは4.1で述べた。ここでは公文書中の中国人理髪師に関する記述をみる。

1911年に大阪府知事が内務省警保局長宛に『大阪市に於ける支那人の理髪業者の数及びその従業状況に関する件照合』¹²²で、今のところ営業への侵害は少ないと報告している。

大阪府は1913年の規則改正の理由を『時代ノ変遷ト取締ノ実況ニ鑑ミ改正ス』¹²³と報告した中に、「支那人カ理髪ニ従事シテ耳掃除ヲ為スモノノ如キハ理髪業者中ニ包含スルヤ勿論ナリ」¹²⁴とある。これにより耳掃除の中国人たちは、正式に理髪人であると規定され、規制の対象者となったことがわかる。これは、大阪府での試験採用の5年前であった。

耳毛鼻毛剃りの規制は、京都府1914年、大阪府は1918年に加えられている（表5）。したがって先行研究で指摘された中国人理髪人の脅威は、この規制により低減できたと考える。ただし、実施された試験は、営業資格を問うものであり、理髪所の従事者すべてに適用される資格ではなかった。つまり大阪府の試験で耳毛鼻毛剃りや耳掃除をする従事者だけを排除することは出来なかったといえる。

耳毛鼻毛剃りや耳掃除という営業種目はこれまで見てきたように、中国人理髪人だけがこれらの施術を行っていたのではなく、一般的に理髪所において施術が行われており、このことを感染の危険性が高いと医師たちの指摘があった。そこで、試験ではなく規則上の遵守事項の中で規制する条文が加えられたと考えられる。

6.3 一定標準の特別知識と技術の必要性

次に、技術・衛生知識の必要性和試験導入の関係について検討していきたい。「一定標準の特別知識と技術の必要性」は、『美容現代史』において試験導入の根拠として示されていたポイントだが、筆者が確認した限りにおいては、戦前期の専門誌等に、このような見解を見出すことはできなかった。また、規則上における衛生管理規定も、前述した「遵守事項の見直し」で見たように、改正で項目が一つ加わったのみであった。なお特別知識とは、技術に対する衛生知識を意味していたと考えられる。

他方、公文書からは、理髪業における衛生管理に関する知識の不足が問題視されていたことを読み取ることができる。前項で触れた1913年の大阪府¹²⁵の報告

で、結核・トラホームなどの罹患者が営業していることがわかり、健康診断で罹患者を発見するなど取締を嚴重にするとしている。さらに大阪府の1914年の文書でも、1913年規則改正後の現状を、臨検の結果、規則強化後も違反者増加を確認し「該当業者ハ業務ノ関係上低級ノ知識ニ満足セル結果トシテ衛生ノ何物タルヲ解セサル往多ク従テ取締上ノ困難察ス」¹²⁶などと衛生管理の認識不足状況を危惧する報告をしている。なお、1915年トラホームの治療成績簿に関する報告後は¹²⁷、試験に関係する文書は見いだせなかった。

衛生管理が問題視されていたことは新聞報道にも表れている。表4で1901年の東京府規則制定後の東京朝日の報道であるように、規則違反が摘発されていることがわかる。トラホーム、結核、梅毒を問題視し、特にトラホームは目の周辺に剃毛をする際に感染の恐れのあることを風俗画報¹²⁸は指摘し、日本人に雇われた中国人の施術だとの報道がある。以上のような状況が東京中心の情報であるとはいえ、規則違反者や感染症の問題が生じし、その対策が喫緊の課題になったと考えられる。

衛生管理は、必要性を認識し、正しく徹底して実行しなければならぬ。しかし、当時において賤業と見なされた理髪人たちの教育レベルの低さが根底にあり、その対策が必要とされたことが、試験導入の背景の一つであったと考えられる。

6.4 大阪府での試験導入と業界・行政の目的

次に、大阪府における試験導入の背景を、業界側と行政の目的に注目して検討していきたい。なお、業界側の動きについては、一次史料を入手することができなかったため、ここでは、先行研究の記述と、当時の新聞や雑誌中の関連記事の情報を検討の対象とする。

まず、業界側の目的に関する先行研究での記述として、『理容現代史』¹²⁹では試験導入の理由を、6.2で述べた中国人理髪師の脅威に対する自衛策として考え出されたとしている。さらに「1917年6月大阪府理髪営業取締組合連合会の総会で、1. 営業時間の短縮、2. 理髪検査試験の実施、3. 理髪強制組合の促進の三議案が決議された。武田八百吉を中心として強力に府議会に運動した結果1918年12月に試験交付のはこびとなった」と説明している。坂口は中国人理髪師の脅威に加えて「各地に業者が乱立して、料金競争も激しくなっており、その収支策だった」¹³⁰としている。

また、当時の新聞での関連記事として、大阪朝日¹³¹には、上村府衛生課長談として「元来理髪業は、外科医の分類なので¹³²それ相当の知識がなければならぬの

であるが同業界目下の状態に放任しておいては衛生上恐るべき事が多いので始めて試験制度を採用する」との、行政側の試験導入に関する認識を見ることが出来る。また、同記事では、業界からの請願について、「連組合なる大組合で教育機関の向上を促し、現在の徒弟の品性を更に善くし素行不良の者を無くして今少しく品性ある営業者を完成したいというので規則を改正された次第である」と報道している。

実際の大阪府の試験科目は、筆記と口述において①解剖生理、②伝染性疾患、③消毒、④理髪法規であった（表5）。女髪結は1922年に対象となり、1923年大阪府訓令¹³³により理髪試験と結髪試験に分離し、学科試験に実地試験も加わった。なお、大阪府は試験制度採用後に、既存の養成校の扱いに関する基準を定めている¹³⁴。現行の法規の養成施設設置基準に該当し、この指定養成校卒業¹³⁵で理髪営業を可能とする無試験認定制であった。大阪府の受験資格¹³⁶は、6ヶ月の修行期間であった。また大阪府は、1918年の府令第60号理髪規則第4条にて、営業届に試験合格証または指定養成校卒業証書又は卒業証明の添付を義務づけた。試験導入には、このような営業上の義務を設けることで、店舗数の制限、あるいは淘汰のねらいがあったと考える。

以上、本節における大阪府における試験導入の経緯の検討から、業界と行政の目的を確認した。行政の試験採用の意図は、衛生知識の普及と不良店舗の排除にあったと考えられる。この目的の実現の手段として、営業資格と試験制度を関連付けることが行われたと推察する。一方、業界は、中国人理髪人やモグリ業者などを含め業者の乱立¹³⁷による過当競争激化対策として、店舗の淘汰を可能とする理髪試験導入を請願した。このように、試験制度の導入は、業界側と行政側の双方の利害が一致した結果であったといえるのではないだろうか。理髪営業者の衛生観念のなさに加えて、20世紀に入り結核の流行とスペイン風邪のパンデミックが、大阪府の試験制度導入を後押ししたと考えられる。理髪所、結髪所及び美容所は、人が集まるために結核やインフルエンザ等の呼吸器系伝染病の感染リスクが高まることが問題であった。上村大阪府衛生課長が言うように衛生管理強化という意味があったと言える。

7 東京府及び全国の試験制度導入状況について

最後に、他の地域における試験制度の導入状況について整理しておきたい。京都府については試験導入に

関する情報量が少ないため、ここでは、新聞雑誌等にて確認できる情報が多い東京府の試験導入の経緯を見ておく。表4で1926年以降東京府の理髪試験採用までの新聞紙上での報道を見ると、試験を望む声や違反の摘発記事、統一規則試験の動きなどが読み取れる。このような背景が東京の試験実施を促進した理由だと推測できる。

東京府警視庁の吉田衛生課長は1930年読売8月12日朝刊で「業者の中には衛生思想を無視しているものが多い、単純な学科でも素養のある人たちが少ないので可なり苦痛だろうが、衛生思想の向上だし、お互いの為だからやむを得ぬ」と述べている。さらに警視庁衛生課の伊藤壽¹³⁸は、業者の怠惰・悪癖、群雄割拠状態（営業者数の増加）や、学校数過剰の解消の為には試験が必要だと言っており、行政側の試験採用意図が読み取れる。なお東京府の資格は、理髪と結髪に美顔術を加えたところに特徴があり、実地試験は戦前期を通じて課されなかった。また指定養成校卒業による無試験認定はならず、指定実施修練期間が受験資格となり、ここに他府県との相違があった。

次に、全国での試験制度の導入状況であるが、理髪規則制定の経緯は、道府県別に相違があったと推測できるものの、そのすべてを網羅することは困難である。ここでは各府県規則から分かる試験採用年と、その資格が他府県で通用するか否かとの点に限定して検討していきたい（表5）。

各道府県において取得できる資格は営業資格であった。現業の者及び営業資格を持つ者はそのまま認め、改めて受験する必要はなかった¹³⁹。また試験施行以前に修行の年季が明けた徒弟にも実地修練証明書（管轄警察署長の発行する証明書）があれば、試験は課されなかった¹⁴⁰。

規則も試験も道府県別の制度となっている状況下において、各道府県の試験合格証は、他の道府県でも認められたのであろうか。これについては規則中で規定され、そこに条件はあったが、栃木県を除く道府県ではほぼ可能であった（表5）。

昭和期に入ると理髪学校と美容学校が多くの道府県に存在した¹⁴¹。一部の府県を除けば、規則中に養成施設の設置基準が定められていた（表5）。なお指定校となるには、規則中の届け出事項に則り、許可申請が必要であった¹⁴²。前述したが大阪府の場合¹⁴³は、卒業試験に関しては様々な手続き上の義務があった。特に試験方法や試験問題に関しては、不適切と判断されると行政指導を行うことが規定されていた。

戦前期の理髪試験導入の経緯に関する研究

表5 戦前期の各道府県の規則の相違について

道府県名	制定年	結髪(女髪結)の規定が加わった年	主改正許認可条文の整理	試験制度公布年(営業資格)	耳鼻毛剃	組合規定	理髪試験受験資格年齢	受験資格実地修練期間	試験科目	理・美容学校卒業無試験規定	合格証の互換性
北海道	1910	左に同	1929	1941	15	15	満18以上	3理2結	生伝・消・法+2	なし	1941認
青森	1901	左に同	1927	1927理	23	㉓	なし	2年以上	4+1	1927指定	1927認
岩手	1900	1918	1927	1929理	18	18	なし	3年以上	4+1	1927指定	1927認
秋田	1901	1909	1932	1929	09	㉑	なし	3年以上	4+1美技無	1929指定	1929認
山形	1901	左に同	1925	1928	25	㉕	なし	2年以上	4+1	1928指定	1928認
宮城	1901	1913	1927	1927	35	㉗	なし	2年以上	4+1	1927指定	1927認
福島	1900	1925	1925	1929	25	㉕	なし	1年以上	4+2実技無	1929指定	1929認
栃木	1901	左に同	1928	1928理	28	㉘	なし	2年以上	4+1	1928指定	無
茨城	1901	左に同	1923	1927	23	㉓	なし	2年以上	4+1	なし	1927認
千葉	1901	左に同	1926	26理37	10	26	満18以上	1年以上	4+1	1926指定	1926認
群馬	1901	左に同	1927	27理36	12	12 ㉑	なし	2年以上	4+1	1927指定	1927認
埼玉	1901	左に同	1927	1930	20	㉒	なし	3理1結	4+2	1930指定	1930認
神奈川	1904	左に同	1931	1931	31	31	なし	1年以上	生伝・消・法	なし	1931認
東京	1901	左に同	1927	1930	27	13 ㉒	満17以上	2理1結	生伝・消・法化粧材料	なし	1930認
山梨	1902	左に同	1927	1932	27	㉗	満17以上	2理1結	生伝・消・法美容術材料	なし	1932認
長野	1902	左に同	1924	1932	02	㉔	満18以上	2理1結	4実技無	1932指定	1932認
新潟	1901含結髪	1925 削除	1925	1925理	17	17	なし	2年以上	4+1	1927指定	1927認
富山	1900	1903	1928	1928	28	㉘	なし	2年以上	4実技無	1928指定	1928認
石川	欠号	1912	1930	1930	30	12 ㉓	なし	2年以上	4実技無	1930指定	1930認
福井	1900	1915	1920	20理33	20	㉒	なし	1年以上	4実技無	1920指定	無
静岡	1902	左に同	1928	1928	28	㉘	なし	2年以上	4+1	なし	1928認
愛知	1900	1913	1925	28理41	13	㉓	16以上	3年以上	4+1	1928指定	1928認
岐阜	1902	左に同	1923	1924理	19	07 ㉑	なし	3年以上	4実技無	1924指定	24理認
三重	1901	1904	1929	1929	27	㉗	なし	3年以上	4+1	なし	1929認
滋賀	1902	左に同	1928	1928	28	24 ㉘	なし	3理1結	4実技無	1928指定	1928認
京都	1899	1901	1917	1925	14	㉔	なし	1年以上	4+2	1925指定	1925認
奈良	1902	左に同	1931 欠	1931	14	14	満17以上	2年以上	3+2	1931指定	1931認
和歌山	1906	左に同	1926	26理30	17	㉗	なし	2年以上	4実技無	1926指定	1926認
大阪	1901	左に同	1913	18理23	18	13	なし	6ヵ月上	4+1	1918指定	1932認
兵庫	1900	1918	1918	1922	28	18 ㉒	なし	2年以上	4+2	1922指定	1922認
鳥取	1902	1917	1925	1925	17	㉗	なし	2年以上	4+1	1925指定	1925認
鳥根	1901	1913	1928	1928	28	13 ㉘	なし	2年以上	4+1	1927指定	1927認
岡山	1901	1909	1927	1927	—	15	満15以上	2年以上	4実技無	1927指定	1927認
広島	1904	左に同	1927	1927理	17	㉗	なし	2年以上	4+1	1927理髪	1927認
				1932美	17	㉗	なし女限定	2年以上	4+1	1932美容	1932認

山口	1900	左に同	1923	1923	13	⑬	なし	2年以上	4実技無	1923指定	1923認
徳島	1901	左に同	1918	22理32	18	⑳	満17以上	2年以上	4+1	1922指定	1922認
香川	1900	1917	1927	1927	27	㉑	なし	2年以上	4救急手当	1927指定	1927認
愛媛	1901	1927	1927	1927	13	⑬	なし	2年以上	4+1	1927指定	1927認
高知 ¹⁴⁴	戦災	戦災09	1927	1927	—	㉑	なし	2年以上	4+1	1927指定	1927認
福岡	1901	左に同	1926	1926	18	18 ㉒	なし	2年以上	4+1	1926指定	1926認
大分	1902	左に同	1929	1929	—	25 ㉓	満16以上	2年以上	4実技無	1929指定	1929認
宮崎	1900	1927	1927	1927	27	⑯	満18以上	2年以上	生・消・法+2	1927指定	1927認
熊本	1903	左に同	1926	1925	—	㉔	なし	2年以上	4実技無	1925指定	1925認
長崎	1901	1921	1926	1926理	20	㉑	なし	2年以上	4実技無	1926指定	1926認
佐賀	1903	左に同	1930	1930	22	㉒	なし	2年以上	5+救急処置	1930指定	1930認
鹿児島	1900	1903	1926	1926	19	⑯	なし	2年以上	4実技無	1926指定	1926認
沖縄 ¹⁴⁵	1904	戦災	1931	1930	30	㉓	なし	2理1美	4+1	1930指定	1930認

1. 規則は、各道府県公報中にあった。高知県と沖縄県の公報は戦災消失により別途史料による。調査は2011年から2018年に実施した。なお2桁の数字は西暦下2桁である。
2. 試験制度公布年は、9県で理髪業と結髪業の制定年に相違があり、青森県など6県で、結髪業に試験は課されなかった。
3. 実地修練期間は試験の受験資格として規定された修業期間。理髪と美容で規定に相違あり別々に表記した。
4. 試験は、学科試験と実技試験があり、学科試験科目は、生理解剖学、伝染病学（細菌学）、消毒法、法規が基本科目となり、化粧品材料（化粧品化学）を含む場合もあった。実技試験は、技術試験が主で消毒法に関する実技試験を課される県もあった。学科は4教科型が主で、3教科型の場合は、生理解剖と伝染病を1教科とし法規と消毒法（北海道、神奈川、兵庫）。この3科目に化粧品材料を加えて4科目としたのは、東京府と山梨県。消毒法と伝染病を一教科として3科目としたのは宮崎県。佐賀県は、伝染病と細菌学を独立させ5科目として、これに救急手当を加えて6科目としており、香川県も同系列と判断する。なお表示は4+1は、4教科の試験+実技試験で、4+2の2は実技試験と消毒法実地試験を意味する。また試験制度公布時に実技試験がなかったのは20道府県であった。
5. 無試験規定、道府県が指定した理髪学校及美容学校を卒業すると、無試験で資格が得られる事をいう。
6. 合格証の互換性とは、試験合格証が、他道府県で通用するの可否を表した。
7. 広島県は1927年理髪試験導入時、規則を理髪営業取締規則と美容術営業取締規則（女髪結）に分割、後者は1930年に試験を課している。
8. 組合規定で○数字は強制加入、数字だけは任意加入。

8. まとめと残された課題

本稿では、戦前期における理髪試験導入の経緯について、公文書、公衆衛生学、警察関係誌、及び新聞雑誌記事等に基づいて検討してきた。

検討の結果、まず、全国に先駆けて理髪試験を導入した大阪府の場合、中国人理髪人の脅威だけが、大阪府試験導入の起因であったと言えないことがわかった。業界は、中国人理髪人だけでなく、モグリ業者なども含めた業者の乱立による過当競争激化対策として理髪試験導入を請願した。他方、行政の試験採用の意図は、衛生知識の普及と不良店舗の排除にあった。このような業界側と行政側の利害の一致が、試験制度の導入を導いたと考えるのが合理的だろう。また、他の道府県における試験導入の状況について、衛生管理規定、試験規定、養成校規定など一次史料に基づき整理することで、戦前期における道府県別の異同を明らかにすることができた。

理髪試験導入の経緯について、本稿が取り上げたのは大阪府と東京府の事例に止まる。その他の道府県についての試験導入の経緯の解明は、今後の研究課題として残されている。特に女髪結については、大正末に結髪業が規則中から削除された新潟県の例もある。また、戦前期における理髪制度の研究については、業界組織化の動向、理髪業界の規則統一請願運動、理髪制度評価論争（内務省吏員と警視庁吏員の対立）、戦前期学校における女髪結と美容師の養成、戦前と戦後の制度の比較など、史料による裏付けの元に検討すべき論点が多く残されている。一次史料の発掘も含め、今後の課題としたい。

〔注〕

- 1 加納光久「理髪制度概論」鈴木秀男・加納光久・安井與次郎共著『理髪衛生学講義』三重県理髪業組合聯合会1930で理髪制度とあるのが使用の最初だと考えられる。

- ² 倉田研一「戦前期における理髪規則の制定に関する研究」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要(教育科学)』名古屋大学大学院教育発達科学研究科2022, 68(2) pp.121-138.
- ³ 同前倉田, p.121.
- ⁴ 前掲倉田, p.124. 註1加納は理髪制度とした根拠を示していないが、倉田はここで根拠を示した。
- ⁵ 先行研究整理にあたっては、前掲倉田 p.125. と同様の方法を用いた。
- ⁶ 井口乗海「理髪衛生講本」文光堂書店1932.
- ⁷ 大林宗嗣「日本に於ける結髪理髪職業考」『大原社会問題研究所雑誌』1933, 10(1)(16) pp.31-138.
- ⁸ 砂川正亮・平良盛吉「理容衛生読本」衛生文化協会1947.
- ⁹ 厚生省公衆衛生局編「理容教養学」創成社1950.
- ¹⁰ 日本理容美容教育センター編(以下教育センターと略す)「理容現代史」教育センター1970, pp.107-111.
- ¹¹ 戦前期は府条例ではなく、理髪営業取締規則つまり、府規則であった。
- ¹² 辻功「日本の公的職業資格制度の研究」日本図書センター2000, p.204.
- ¹³ 教育センター編「美容現代史」教育センター1970, pp.228-229. 編者の記述がなく、国会図書館の表記に従った。
- ¹⁴ 前掲10「理容現代史」, p.109.
- ¹⁵ 坂口茂樹「日本の理髪風俗」『日本風俗史学会編集風俗文化史選書6』雄山閣1972, p.238, pp.258-239.
- ¹⁶ 教育センター編「文化論」教育センター2020, pp.20-21.
- ¹⁷ 倉田研一「明治維新以降戦前の理美容に関する法令の制定と改正について」『技術教育学の探究』名古屋大学大学院教育発達科学研究科 技術・職業教育学研究室2021, 23(7) pp.49.
- ¹⁸ 村澤博人「第2章日本の理美容の歴史」教育センター編『美容文化論1』教育センター教科書2006, p.20.
- ¹⁹ 新美容出版編集部編「素晴らしき美容昭和史 その①マーセル・ウエーブからパーマネント・ウエーブへ」『しんびようプラス』1986, 44(7) p.96. 同「すばらしき美容昭和史 その⑦ 第一回美容術試験行われる(東京)」1987, 51(3) pp.9-10. 共に新美容出版。
- ²⁰ 前掲10「理容現代史」 pp.107-111.
- ²¹ 前掲13「美容現代史」 pp.228-229.
- ²² 吉浜真芳他編『沖縄理容史』沖縄高等理容学校1971, pp.33-34.
- ²³ 前掲坂口, pp.258-259.
- ²⁴ 日美・美容文化史研究グループ編『美容と日本文化の流れ』日本美容専門学校出版部1979, p.144.
- ²⁵ 千葉県理容史編纂委員会『千葉県理容史』千葉県理容環境衛生同業組合1981, p.68.
- ²⁶ 前掲19「素晴らしき美容昭和史 その①」 p.96.
- ²⁷ 前掲19「素晴らしき美容昭和史 その⑦」 pp.93-96.
- ²⁸ 佐々木幸夫「いわて美容物語」岩手県美容業環境衛生同業組合1987, pp.22-23.
- ²⁹ 組合創立30年編集委員会編「組合創立30年史」神奈川県理容環境衛生同業組合1987, pp.168-169, p.190.
- ³⁰ 全国理容環境衛生同業組合連合会編「理容師法施行50年史」全国理容環境衛生同業組合連合会1998, pp.16-49.
- ³¹ 美容史誌編纂委員会「茨城美容のあゆみ」茨城県美容業環境衛生同業組合1990, p.37.
- ³² 前掲12辻, p.204.
- ³³ 前掲18村澤, p.20.
- ³⁴ 千田啓互「理美容業界の規制緩和の必要性について」『商大ビジネスレビュー』(兵庫県立大)2015, 4巻1号 p.276.
- ³⁵ 前掲17「文化論」 pp.42-58.
- ³⁶ 野田伊豆守「第3章日本の理容史(2) 明治から昭和の戦前まで」村上謙郎編『理容史—古代から現代に至るまでの理容のすべて』全国理容生活衛生同業組合連合会2021, p.80, pp.228-229.
- ³⁷ 高橋雅夫「化粧品ものがたり」雄山閣出版1997の巻末の略歴によれば、早大理工応用化学科卒、化粧品会社勤務を経て戸板女子短大講師。同氏編の「髪」NOW企画1979あり。
- ³⁸ 佐山半七丸著・高橋雅夫校注「都風俗化粧伝」東洋文庫414平凡社1982.
- ³⁹ 公報は、道府県公文書館および図書館(一部県庁)に所蔵、大阪、滋賀、大分で理髪関係文書の存在を確認した。
- ⁴⁰ 小林丈広「近代日本と公衆衛生」雄山閣出版2001, p.126. 本書で「大日本私立衛生会雑誌」の存在を確認した。
- ⁴¹ 大正期以降公衆衛生誌の理髪情報が減少し、警察協会刊の「警察協会雑誌」と日本警察新聞社刊の「日本警察新聞」に理髪情報が認められるようになった。
- ⁴² 高橋晴子「年表 近代日本の身装文化」三元社2007.
- ⁴³ 高橋晴子「近代日本の身装文化」三元社2005.
- ⁴⁴ 前掲17倉田, pp.44-45.
- ⁴⁵ 東京府警視庁令第11号1901年「理髪営業取締規則」

（以後理髪規則と略す）第1条から11条。

⁴⁶ 戦前期、警視庁は内務省が直轄運営し、他の府県の警察は、その知事が管轄していた。理髪取締の事務を担当していたのは警察であり、東京府の理髪規則だけが、府県令ではなく警視庁令となっていた。日本の警察制度は、内務省が担いその実現の最初の形となったのが、首都圏の治安維持を目的に設置された警視庁であった。警視庁は全国警察のモデルであった。

⁴⁷ 大阪府令第61号1913年「理髪規則」第1条。京都・東京には昭和期になるまで追加営業種目はない。

⁴⁸ 京都は改正府令第41号1901年「理髪規則」第3条、大阪は府令第26号1901年「理髪規則」第4条で最初から存在、東京は改正警視庁令第11号1913年「理髪規則」第2条ノ2で加わるというように相違がある。

⁴⁹ 大阪府令第61号1913年「理髪規則」第4条。

⁵⁰ 大阪府令第26号1901年「理髪規則」第3条、京都府令第21号1914年第5条、同規定は東京府に1927年までない。

⁵¹ 同前大阪府令第26号1901年第9、10条にあったがその後条文はなくなった。京都府令第21号1914年「理髪規則」第12条、東京府警視庁令第1号1913年「理髪規則」第9条検査ヲ拒ミタル者ハ科料に処ス。

⁵² 大阪府令第95号1918年「理髪規則」第4条、京都府令第3号1925年「理髪規則」東京は1927年。

⁵³ 東京府警視庁令第1号1913年「理髪規則」第2条ノ2、大阪府令第61号1913年「理髪規則」第9条～第13条、京都府令第21号1914年「理髪規則」第13条～第16条。

⁵⁴ 石川喜代壽「第5節美容術営業組合」『警視庁美容術営業関係法令講義』全勝社1931、p44。「営業者に対し法規に定めたる事項を自発的に遵守履行せしめる方法」したがって警察に変わり、組合が衛生思想を組合員に教え、その費用も組合が負担するということ。

⁵⁵ 前掲小林、p.56。

⁵⁶ 北里柴三郎「理髪店で伝染する病気の注意」『大日本衛生会雑誌』大日本私立衛生会1914、377（9）pp.573-575。

⁵⁷ 内藤順作・荒井欽次郎「理髪業取締に就いて」『医事新報』済生学舎医事新報社1899、09、pp.802-805。

⁵⁸ 「理髪衛生に関する山根警察署長訓示の要旨」『大日本衛生会雑誌』大日本私立衛生会1899（17）198、pp.881-882。

⁵⁹ 梁貫男「公衆衛生上理髪業者ノ消毒法励行ヲ望ム」『福井県医学会雑誌』1902、47号、pp.1-2。

⁶⁰ 横手千代乃助談「理髪と衛生」『衛生新報』衛生新報社1906、61（12/1）4面の記事。

⁶¹ 横手千代乃助「理髪店の衛生上の注意」『東洋薬報』東洋薬報社1906、4（12/8）p.64。

⁶² 古瀬安俊「監獄内理髪用具の消毒について」『成人』森江出版1910（112）pp.2-11。

⁶³ 栗本庸勝「理髪店の消毒実行と客自ら注意すべき事項-附り公衆浴場の危険の程度」『生活』博文館1915、3（10）pp.98-102。

⁶⁴ 山口県令第72号1900年「理髪規則」第6条「女髪結には第3条第2号《布片の洗浄》5条《家族従業者への監督責任がある事》を適用せず。ただし皮膚病その他伝染性疾患あるものに剪刃剃刀櫛等をしたるときは第3条第5号《消毒法》により消毒すべし」

⁶⁵ 前掲東京府警視庁令第1条は「理髪と称するは店舗を構えると否とに拘らず剪髪又は結髪を成す営業を謂う」

⁶⁶ 大阪府令第61号1913年「理髪規則」第15条。

⁶⁷ 東京府警視庁令第30号1927年「美容術営業取締規則」東京府はこの年度に理髪を美容術と名称変更している。

⁶⁸ 大阪府令第26号1901年「理髪規則」

⁶⁹ 大阪府令第13号1936年「理髪規則」

⁷⁰ 大阪府訓衛第4号警察部1901年「理髪試験規定」

⁷¹ 大阪府訓衛第218号1923年「理髪試験規定」

⁷² 京都府令第41号1901年「理髪規則」

⁷³ 京都府令第3号1925年「理髪規則」京都府はこの規則で理髪試験を導入。

⁷⁴ 前掲石川、p.44。「営業者に対し法規に定めたる事項を自発的に遵守履行せしめる方法」

⁷⁵ 笠原英彦「第9章伝染病予防法の成立」笠原英彦／小島和貴『明治期医療・衛生行政の研究』ミネルパ書房2011、pp.223-228。

⁷⁶ 筆者は組合史を所蔵しているが、これだけでは内容の確かさを検証できず、今後地元での調査研究が期待される。

⁷⁷ 横山百合子「江戸・東京の髪結と女髪結（その2）髪結株と仲間」『研修紀要』日本理容美容教育センター春号2009、pp.12-16。

⁷⁸ 組合創立30周年史編纂委員会編「組合創立30周年史-かながわの理容史-」神奈川県理容環境衛生同業組合1987、pp.166-230。1945年以前の組織の動向が分かる。明治初期に理髪近代化への設備投資に資金調達が必要となり、相互扶助目的で組合が結成されたが、明治末規則による警察単位での「強制組合加入」へと移行する。別に昭和期には横浜市と神奈川

県それぞれの広域の組織も誕生し、1941年に関東理容連盟（1都6県）が誕生した。これらが敗戦後に理容の全国組織へと結びついたことが分かる。

⁷⁹ 美容史誌編纂委員会編「茨城美容のあゆみ」茨城県美容業環境衛生同業組合1999, pp.13-53. ここに茨城の美容史が存在するが、戦前期の女髪結の組織に関する記述はない。

⁸⁰ 東京府警視庁令第38号1913年及び同第17号1915年「理髪規則」の改正で明確である。

⁸¹ 前掲10「理容現代史」pp.83-84.

⁸² 大日本美髪会「美髪」大日本美髪会1914, 9(9), pp.21-27.

⁸³ 同前「美髪」, 栗本庸勝「理髪師諸君に望む」pp.1-2.

⁸⁴ 読売1916年2月2日朝刊「結髪組合の成立」

⁸⁵ 東京朝日1925年12月15日朝刊「美容師の組合」

⁸⁶ 東京朝日1926年2月17日朝刊「床屋さんの改善運動」

⁸⁷ 前掲坂口, pp.215-218. 明治期に結成された理髪業組織に関する記述が存在するが、根拠が示されていない。

⁸⁸ 国立公文書館「理髪業者試験制度制定請願ノ件」公文雑纂01368100 件名番号030 1916, 請願文書第2488号

⁸⁹ 国立国会図書館帝国議会議事録「第37回帝国議会議院議事録」第36号1916年2月28日。

⁹⁰ 前掲「美髪」p.29. 第20回理髪講習生徒氏名に東京小石川の近江やえ, とある。

⁹¹ 前掲「美髪」p.28. 岐阜県東農支部で結髪業者との合同の記述あり。

⁹² WEB 防災情報新聞 <https://www.bosaijoho.net/2021/06/05/> 日本の災害—防災—一年表「感染症流行・飲食中毒・防」/2021/08/14検索

京都府医師会「京都府医師会設立20周年年表 明治元年より昭和19年まで」京都府医師会1971, pp.1-34.

内外アソシエーツ編集部「日本医療史事典」内外アソシエーツ2013. 以上の江戸末期から戦前期の、感染症流行に関する情報を引用した。なお新聞情報に関してはその発行年月日を表中に記した

⁹³ 「公衆衛生上理髪業者ノ消毒法励行ヲ望ム」『福井県医学会雑誌』福井県医学会1902, 47(5) pp.1-3.

⁹⁴ 「理髪業の取締」『衛生新報』衛生新報社1905, 9(1/2) p.7.

⁹⁵ 「トラホームと理髪店」『風俗画報』1906, 341(6) p.34.

⁹⁶ 前掲61横手, p.4.

⁹⁷ 前掲62横手, p.64.

⁹⁸ 綿引朝光談「理髪店と衛生」『衛生新報』衛生新報1907, 65(1/10) p.5

⁹⁹ 松下禎二筆「理髪具の消毒を厳にせよ」『日本警察新聞』日本警察新聞社1910, 143(2/25) pp.2-3.

¹⁰⁰ 前掲古瀬, pp.2-10.

¹⁰¹ 国立公文書館前掲「大阪支那人理髪業者就業状況報告書」

¹⁰² 大阪府公文書館 BB3-0023-7-0000141201, 1913衛557号

¹⁰³ 大阪府公文書館 BB3-0023-7-000014120, 1914衛861号

¹⁰⁴ 前掲北里, pp.573-575.

¹⁰⁵ 「理髪と結核」『医海時報』1915, 1080, p.15.

¹⁰⁶ 「理髪職と結核」『大日本私立衛生会雑誌』1915, 383(3) p.177.

¹⁰⁷ 「理髪業者へ布達」『大日本私立衛生会雑誌』1915, 384(4) pp.267-268 東京市内理髪業者が各警察署に蒐集され、耳掃除は、客の要求で剃ること、剃ったら脱脂綿を竹棒の先に巻いて掃除と指示あり。

¹⁰⁸ 前掲栗本, pp.98-102

¹⁰⁹ 古瀬安俊「理髪衛生」『婦人衛生雑誌』私立大日本婦人衛生会1917, 337, pp.43-46.

¹¹⁰ 田中實義「理髪衛生研究」『大日本私立衛生会雑誌』1919, 432(37) p.203.

¹¹¹ 井口乗海「理髪店舗衛生法」『警察協会雑誌』警察協会1927, 317号, pp.52-57.

¹¹² 山田正弘「理髪師試験制度実施の状況」『警察協会雑誌』警察協会1928, 336号, pp.39-40.

¹¹³ 前掲17倉田, pp.44-45.

¹¹⁴ 東京都健康安全センター HP 2021/2/20検索 <http://www.tokyo-eiken.go.jp/sage/sage2005/>

¹¹⁵ 内務省衛生局編「流行性感冒死者数調査票」内務省1920.

¹¹⁶ 内務省衛生局「流行性感冒」『東洋文庫778』平凡社2008. 原著は1922年刊。

¹¹⁷ 朝日新聞「聞蔵Ⅱビジュアル」で流行性感冒を検索した結果を表示2021/6/15検索。

¹¹⁸ 読売新聞「ヨミダス歴史館」で流行性感冒を検索した結果を表示2021/6/15検索。

¹¹⁹ 前掲内務省衛生局編「流行性感冒死者数調査票」

¹²⁰ 鎮目雅人「感染症の歴史から何を学ぶのか?」『経済研究』72(3) 2021, p.221.

¹²¹ 同前鎮目, pp.212-213.

¹²² 国立公文書館, 警察00187100, 004「大阪支那人理髪業者就業状況報告書」1911.

- ¹²³ 大阪府公文書館 BB3-0023-7-0000141201 「理髪営業取締規則改正ノ件」 1913（8/23）衛557号， p.23.
- ¹²⁴ 同前大阪府文書， 規則1条で耳掃除の中国人も理髪業者に包含すると記載されている， p.25.
- ¹²⁵ 大阪府公文書館 BB3-0023-7-0000141201 「理髪営業取締規則改正ノ件」 1913（8/23）衛557号
- ¹²⁶ 大阪府公文書館 BB3-0023-7-000014120 「理髪業者ニ対スル取締励行及同組合保護誘導ノ件」 1914（1/29）衛861号
- ¹²⁷ 大阪府公文書館 BB3-0023-7-0000141202， 1915 「理髪業者トラホーム治療成績簿調整ニ関スル件」 1915（12/5）衛1485号。同年「団体共同理髪取締ノ件」衛225号， 翌年「営業場設置距離ニ関スル件」衛262号があつて1919年に「理髪試験規定」訓衛4号が定まる。
- ¹²⁸ 「トラホームと理髪店」『風俗画報』東洋堂1906， 341（6）， p.35
- ¹²⁹ 前掲10 「理容現代史」， pp.107-108.
- ¹³⁰ 前掲坂口， pp.258-259.
- ¹³¹ 大阪朝日1918年12月29日号朝刊「理髪業者を試験し」業界改善の爲初めて試験制度を採用。
- ¹³² 前掲坂口『日本の理髪風俗』には， このような欧米の理髪師の起源に結びつく記述はなかった。日本の理髪は， 明治以降に欧米の技術と様式を取り入れたにすぎず， 決して外科医であつた事実はない。なおポール・ジュールポ『ヘアスタイルと美容師の歴史』日本美容専門学校2011， p.p.56-58. には， 「11から15Cに理髪師は医者級の扱いうけ…ちょっとした外科医療も行う」とある。
- ¹³³ 大阪府理髪試験規定 1919年訓衛第4号理髪師のみ対象の学科試験。科目は1. 解剖生理の大意 2. 理髪関係の伝染性疾患 3. 消毒 4. 理髪関係の法令の大意大阪府理髪試験規定 1923年訓衛第218号において試験は理髪と結髪に分離し， 実技試験が加わる。
- ¹³⁴ 大阪府令第13号1928年「理髪規則」第13条.
- ¹³⁵ 大阪府令同前第13条ノ5 指定学校の卒業試験には吏員を立会わせ， 試験が不相当と認めるときは変更を命じる。そのほか必要あれば命令を出す。13条ノ6 入学生の本籍・氏名・年齢， 卒業試験の成績などを届け出ること。
- ¹³⁶ 大阪府令第73号1927年「理髪規則」第4条ノ3
- ¹³⁷ 伊東壽「理髪営業取締に就て」『公衆衛生』1933, 51（2）p.94. 東京の場合だが， 大阪も同様であつたと考えられる。
- ¹³⁸ 同前伊東， pp.94-99.
- ¹³⁹ 東京府警視庁令21号1930「美容術営業取締規則」第49条 試験実施までの期間内に営業許可をされたものについては， 試験を課さない。
- ¹⁴⁰ 同前東京府警視庁令21号第39条ノ第4項。「実地修得ヲ証スルニ足ルベキ書類」の提出が必要となつている。
- ¹⁴¹ 大阪府公文書館 BB3-0023-7-0000009379, 0000141259, 『衛7424号指定理髪学校ノ件通報』1940「当府協定他府県指定理髪学校」p.129. 広島， 岡山， 徳島， 高知， 熊本， 愛知， 岐阜等の県所在の20校が確認できる。
- ¹⁴² 茨城県令第80号1927年「理髪営業取締規則」第28条 指定校届け出事項， 第28， 29条は卒業に関わる届け出事項。
- ¹⁴³ 大阪府令第13号1928年前掲， 第13条ノ5.
- ¹⁴⁴ 高知県理髪営業取締規則「全国美容術営業新法令と結髪沿革」東京理容研究所1927， pp.439-450.
- ¹⁴⁵ 沖縄県理髪営業取締規則「沖縄県令達類纂」1906. 沖縄県理髪営業取締規則「現行沖縄県令規全集」1929. 以上は沖縄県立図書館と国立国会図書館が所蔵。

The Introduction of Japan's Hairdressing Qualification Examination Prior to World War II

Kenichi KURATA*

Before World War II, the Japanese barber and female hairdressing regulation system consisted of three pillars: hygiene management, an examination system for business qualifications, and criteria for the establishment of training schools. When ports opened at the end of the Edo Period, the hairdressing regulation system, later incorporated into the public health care system, was established as a countermeasure against infectious diseases. Beginning with the Kyoto Prefectural Regulations in 1899, the Hairdressing Regulations were established to mitigate the risk of infectious diseases caused by close contact. Following this, in addition to regulations for hairdressers (barbers), female hairdressers (Onna-Kamiyui) were also subject to the same regulations. Hairdressing regulations were then set for each prefecture.

In 1918, Osaka Prefecture first adopted the hairdressing qualification examination, and at the same time, provisions regarding training schools were added, thus establishing the framework for the pre-war regulation system. Since then, trials have been introduced for each prefecture, although some prefectures do not have training school regulations. This paper examines the background for the various introductions of the examination without assuming one rationale. Rather, the purpose of this paper is to substantiate these explanations.

Three explanations were discovered that explain the introduction of the hairdressing qualification examination. One explains how the increase in barbers from China put pressure on the Japanese barber industry. The second explanation was that the job required a certain level of knowledge and skill. Finally, due to the increase of barber shops, regulatory measures had to be taken to mitigate the fierce competition.

As this paper utilizes a large amount of media information a qualitative analysis method summarizes hairdressing information chronologically to clarify, this industry's development. Regarding quantitative analysis methodology, hairdressing regulations were collected with a national survey.

Investigation shows that the procedures of shaving the ear and nose hairs and cleaning the ears, which Chinese barbers do, have been identified as extremely dangerous acts that transmit infections and should be regulated by hairdressing regulations. Moreover, it was discovered that historically, Japanese barbers also performed ear and nose shaving procedures.

Furthermore, it is thought that not only Chinese barbers, but also Moguri-Gyousha, that is, unofficial barbers, were abundant, creating hotbeds for infection as well as escalating the already competitive industry. This prompted the hairdressing industry to request that Osaka Prefecture to conduct a hairdressing qualification examination.

* Student, Graduate School of Education and Human Development, Nagoya University

Osaka Prefecture experienced serious problems with the many violations of the hairdressing regulations, as well as with enforcement. It is thought that the main purpose of introducing the hairdressing qualification examination was to improve the unhygienic conditions. Research suggests that at the root of the regulation violation problem was a lack of education about hygiene among barbers. In order to solve the problem of excessive competition, it can be considered that the hairdressing qualification examination was introduced and stores with poor hygiene management were eliminated. Before the war, the hairdresser's qualification was not a qualification to work, but a qualification to open a salon.

According to the survey of hairdressing regulations conducted, it was found that the qualification examination pass certificates issued in each prefecture were conditionally accepted almost ubiquitously nationwide. It was also found that there continue to be regulations for the establishment of barber schools and beauty schools in many prefectures.

However, there remain two important challenges for the future. The first is the question of how prefectures, with the exception of Osaka, went through the introduction of the hairdressing qualification examination. Second, there is the question of why there was a clause exempting the rule.